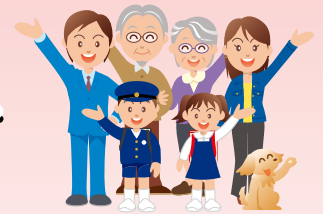


# よなごの国保



## 国民健康保険料の料率等についてお知らせします

平成29年度の国民健康保険料率は、平成28年度と同じで下記のとおりです。

国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

	基礎賦課額（医療分） 【全員が対象】	後期高齢者支援金等 賦課額【全員が対象】	介護納付金賦課額 【40歳～64歳の方】
<b>所得割額</b> 【前年中の総所得金額等から 33万円控除した額の】	7.83%	2.30%	2.29%
<b>資産割額</b> 【土地・家屋にかかる当該年 度の固定資産税額の】	16.4%	9.60%	9.60%
<b>均等割額</b> 【被保険者1人につき】	23,600円	8,000円	9,500円
<b>平等割額</b> 【1世帯につき】	23,200円	7,500円	5,100円
<b>賦課限度額</b>	54万円	19万円	16万円

※<基礎賦課額><後期高齢者支援金等賦課額><介護納付金賦課額>の合計金額が1年間の国民健康保険料となります。年度の中途に加入又は脱退の場合は、月割となります。

※総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。（遺族年金、障害年金等は除きます。）

**国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています！**

米子市保険年金課 TEL (0859) 23-5121 (高額療養費、人間ドック) 23-5124 (納付相談)  
23-5122 (保険証、後期高齢者医療) 23-5123 (特別医療)

平成29年5月1日

## 国民健康保険料の軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

### 《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は27万円（平成28年度は26万5千円）、2割軽減は49万円（同48万円）に引き上げられ、軽減の範囲が拡充されました。

軽減割合	対象となる世帯の総所得金額の区分
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円 + <u>27万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下の世帯
2割軽減	33万円 + <u>49万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下の世帯

※65歳以上の方の年金収入については、「年金収入 - (120万円 + 15万円)」が軽減の判定をするための所得になります。

※特定同一世帯所属者とは国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方のことです。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また譲渡所得の特別控除は適用されません。

## 後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

平成29年度の後期高齢者医療保険料率は、平成28年度と同じで下記のとおりです。

<b>所得割額</b> (前年の総所得金額 - 基礎 控除額33万円) × <b>8.07%</b>	+	<b>均等割額</b> 1人当たりの額 <b>42,480円</b>	=	<b>年間の保険料</b> 100円未満は切り捨てます。 (賦課限度額 <b>57万円</b> )
----------------------------------------------------------	---	------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------

※年度の中途に加入又は脱退の場合は、月割となります。

※総所得金額とは、雑（年金）所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。（遺族年金、障害年金等は除きます。）

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

## 後期高齢者医療保険料の軽減について

世帯の所得に応じて均等割額、所得割額が軽減されます。

### 《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は27万円（平成28年度は26万5千円）、2割軽減は49万円（同48万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

#### ①均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等（世帯主と被保険者により判定）	軽減後の均等割額
9割	【基礎控除額（33万円）を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】の世帯	4,248円
8.5割	【基礎控除額（33万円）】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	【基礎控除額（33万円）+27万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割	【基礎控除額（33万円）+49万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円

※年金収入の場合は、「年金収入－（120万円+15万円）」が軽減の判定をするための所得になります。  
※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また譲渡所得の特別控除は適用されません。

②所得割額の軽減…所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額）が58万円以下の方は、所得割額が2割軽減されます。（年金収入のみの場合、年金収入の額が153万円から211万円以下の方）  
ただし、平成30年度からは、軽減措置が廃止となります。

③被扶養者であった方の軽減…後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が7割軽減されます。  
ただし、平成30年度から均等割額の軽減割合が5割となり、平成31年度からは、資格取得後2年を過ぎた方の均等割額の軽減がなくなります。

### ご注意ください

### 不審な電話や還付金詐欺事件が多発しています！

全国各地で、医療費の還付があるなどと言ってATMを操作させて、お金を振り込ませる事例が多数発生しています。

◎還付金の支払をATM（現金自動預け払い機）で行うことはありません。

◎不審な電話がありましたら、表紙に記載している電話番号で保険年金課にご確認ください。

## 「国民健康保険医療費についてのお知らせ」について

国民健康保険に加入している世帯主の方に、年6回、医療機関を受診した際の医療費をお知らせしています。

このお知らせには、受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称、通院・入院・調剤の別、受診日数、医療費の総額等が記載されています。

このお知らせは、みなさんの健康や受診された医療費に対するご理解を深めていただき、国民健康保険事業の健全な運営を図るためにお届けしているものです。

☆医療費とは ⇒⇒⇒ 医療費=自己負担額(窓口支払額) + 国民健康保険負担額

病気やけがの治療を受けたときにかかる医療費は、診療報酬という国が定めた基準に基づいて決まります。医療費は、みなさんが病院の窓口で支払った額と国民健康保険の負担した額の合計額です。国民健康保険が負担している医療費の主な財源は保険料で、医療費が増えると保険料の引き上げにつながりますので、重複受診の抑制やジェネリック医薬品の利用など医療費適正化にご協力ください。

## 国民健康保険への加入・脱退届出を忘れずに

就職や退職などで健康保険が変わった方は、国民健康保険への加入や脱退の届出が必要です。

国民健康保険への加入や脱退の手続きは勤務先などではできませんので、ご自身での手続きが必要です。市役所保険年金課、又は淀江支所地域生活課へ届出を忘れないようご注意ください。

	加入するとき	やめるとき
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>退職して勤務先などの健康保険を脱退したとき</li><li>健康保険の被扶養者から外れたとき</li></ul> など	<ul style="list-style-type: none"><li>就職して勤務先の健康保険に加入したとき</li><li>健康保険の被扶養者になったとき</li></ul> など
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>健康保険の資格喪失証明書</li><li>個人番号カードまたは通知カード</li><li>本人確認書類（運転免許証等）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>勤務先で交付された保険証</li><li>国民健康保険証</li><li>個人番号カードまたは通知カード</li><li>本人確認書類（運転免許証など）</li></ul>

国民健康保険への加入の届出が遅れた場合にも、資格を得た月までさかのぼって国民健康保険料が賦課されます。また、国民健康保険からの脱退の届出をしない限り、職場の健康保険に加入していても国民健康保険料は賦課されます。

**職場の健康保険に加入したときは届出を！**